

他府県等から京都府公立高等学校を志願するみなさん及び 京都府内で公立高校の通学区域を越えて転居されるみなさんへ

令和5年度入学者選抜

入学日までに確実に転居予定である場合に、「特別事情具申」という手続をしていただくことにより、京都府公立高等学校を志願することができます。

■ 特別事情具申とは

他府県や外国から京都府内に転居される場合や、京都府内で公立高校の通学区域を越えて転居される場合などに事前に住所を届け出でていただく手続です。手続は直接ご来庁の上、行っていただきます。なお、事前相談はお電話でも可能です。

1. 手続期間

令和5年1月5日(木)から1月17日(火)まで(日・土・祝日除く) 午前9時～午後5時
ただし、前期選抜・特別入学者選抜に志願する場合は、

令和5年1月5日(木)から1月11日(水)まで(日・土・祝日除く) 午前9時～午後5時

2. 受付場所(京都府教育庁または各教育局)

・京都府教育庁指導部高校改革推進室

京都市下京区中堂寺命婦町1-10 京都産業大学むすびわざ館 TEL:(075)414-5848

・乙訓教育局 向日市上植野町馬立8 TEL:(075)933-5130

・山城教育局 京田辺市田辺明田1 TEL:(0774)62-0148

・南丹教育局 南丹市園部町小山東町藤ノ木21 TEL:(0771)62-0304

・中丹教育局 綾部市川糸町堀ノ内39 TEL:(0773)42-1200

・丹後教育局 宮津市字吉原2586-2 TEL:(0772)22-2175

3. 提出書類(選抜要項p94及び提出書類確認シートとあわせてご確認ください)

(1) 転居の場合(保護者と志願者が京都府内に転居する)

- ① 高等学校入学志願者の住所に関する届 第2号様式(の2) 選抜要項p122
- ② 転居先住所又は生活の本拠を確認できる書類
- ③ 返信用封筒(定形・84円切手を貼ったもの)
- ④ その他、それぞれの事情に応じて必要とする証明書又は資料

(2) 単身赴任等の場合(志願者が京都府内に居住する保護者の住所へ転居する)

- ① 副申書 選抜要項p123
- ② 府内の住所が確認できる書類
- ③ 返信用封筒(定形・84円切手を貼ったもの)
- ④ その他、それぞれの事情に応じて必要とする証明書又は資料

■学区外の中学校に通学している場合

- ① 京都府へ転居したが、「区域外就学」の許可を受け、転校せずに中学校に通っている。
→ 手續は不要ですが、出願時に「区域外就学許可証」等の写しを添付してください。
- ② 京都府内の住所から府外の国・私立中学校に通学している。
→ 手續は不要です。ただし、志願者が保護者と別居して通学している場合には、その事情を記した在学中学校長の副申書(任意様式)を出願時に添付してください。

手続後の流れ

1. 受理書・副申書の受領

教育委員会で内容を審査し、後日、「受理書」もしくは「副申書」を返送します。

2. 出願

「受理書」もしくは「副申書」を入学願書に添付することで、出願が可能になります。

3. 「受理書」もしくは「副申書」の再発行

前期選抜の合格発表後、中期選抜を受検する場合は、教育委員会で「受理書」もしくは「副申書」を再発行します。

再発行が必要か確認するため、前期選抜の合格発表日に合否に関わらず、手続をした受付場所へ中期受検の有無について必ず連絡をしてください。

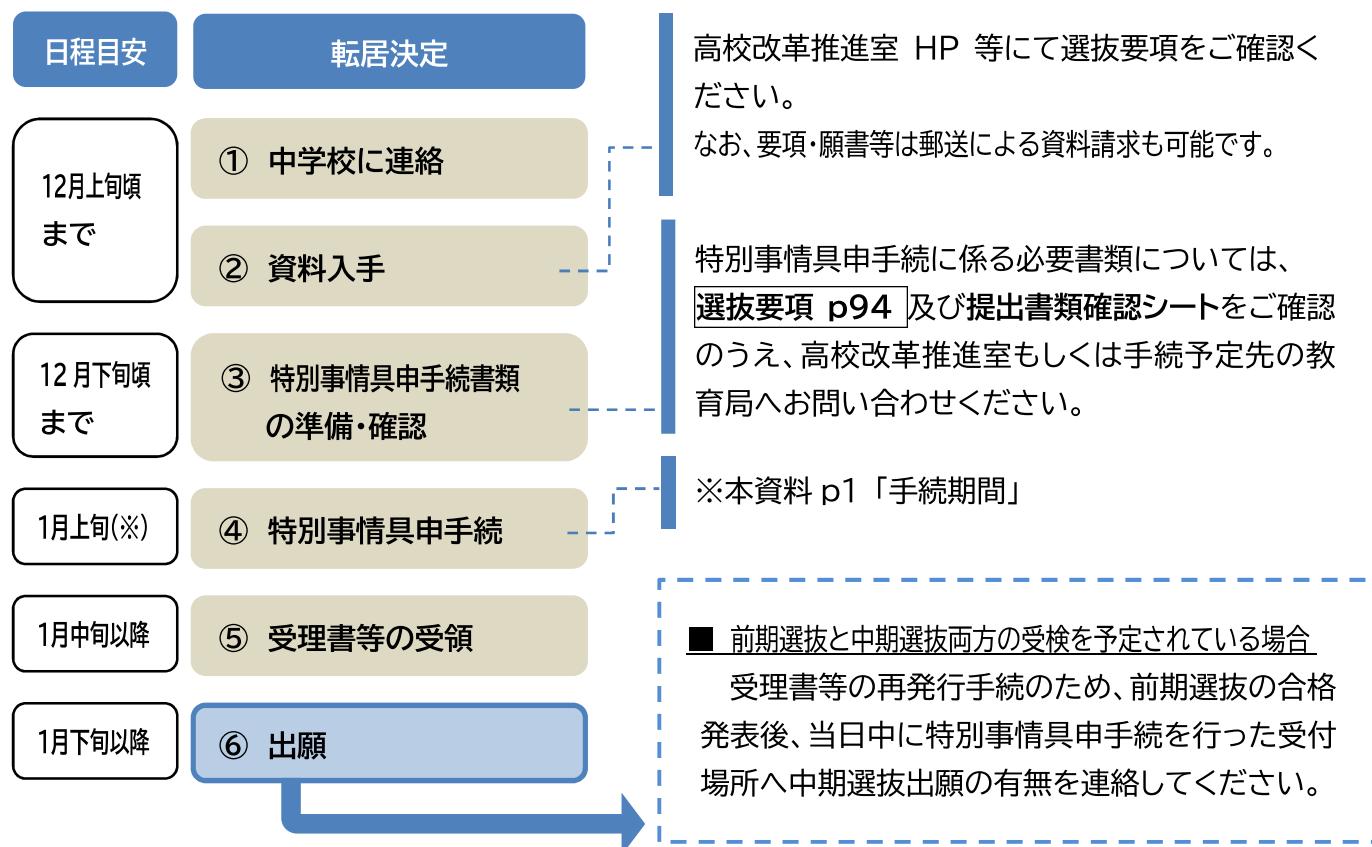
なお、再発行した書類は、教育委員会から出願校へ送付するため、願書への添付は不要です。

その他

- 転居等の予定がある場合は、まずは中学校に連絡のうえ、高校改革推進室もしくは手続予定先の教育局へご相談ください。なお、ご相談は中学校からでも保護者の方からでも構いません。
- 事情をよく説明できる成人の方であれば、保護者以外の方でも手続をしていただけます。
- 住民登録(住民票)は、手続時点では提出を求めていません。

ただし、合格後、入学手続の際に住民票記載事項証明書の提出を求めますので、それまでには住所を異動させてください。

■ 出願までの流れ



来庁される皆様へ

- 提出書類に御不明な点がありましたら、手続を行う受付場所へ事前に御相談ください。
- 新型コロナウィルス感染症拡大防止のため、来庁時はマスクの着用をお願いいたします。
- 例年、手続初日に多くの方が来庁されます。長時間お待ちいただく場合がございますが、御了承ください。
- むすびわざ館には来庁者用駐車場、駐輪場はございません。お車でお越しの際は、近隣の有料駐車場を御利用ください。近隣の店舗への駐車は御遠慮ください。

アクセス(京都市下京区中堂寺命婦町 1-10 京都産業大学むすびわざ館)

